

地方独立行政法人広島市立病院機構第4期中期計画

(目次)

前文

第1 中期計画の期間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 市立病院として担うべき医療

2 医療の質の向上

3 患者の視点に立った医療の提供

4 地域の医療機関等との連携

5 市立病院間の連携の強化

6 保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

1 効率的・効果的な業務運営

2 人材の確保、育成

3 弾力的な予算の執行、組織の見直し

4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり

5 外部評価等の活用

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとすべき措置

経営の安定化の推進

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとすべき措置

1 DXを活用した病院運営の効率化

2 情報セキュリティ対策の徹底

3 病院施設の老朽化等への対応

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

2 収支計画

3 資金計画

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

2 想定される短期借入金の発生事由

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

1 料金

2 契約等により業務を行う場合の料金

3 料金の減免

第12 地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

2 人事に関する計画

3 中期目標の期間を超える債務負担

4 積立金の処分に関する計画

前文

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、平成26年度に設立され、基本理念と基本方針の下、自律性、機動性、透明性という地方独立行政法人制度の特長を生かした運営を行い、市民の健康の維持、増進に寄与してきました。

【基本理念】

市民の健康の維持・増進を図るため、市民に信頼され満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供していきます。

【基本方針】

- I 医療機能の拡充
それぞれの病院の特徴を生かした医療の提供
- II 運営体制の強化
職員が意欲的に働くことができる、働きやすい職場環境への改善
- III 安定した経営の維持

令和8年度から始まる第4期中期計画では、高齢化の進展やさらなる人口減少を見据え、広島県が計画している新病院整備や地域の医療機関等との役割分担、連携を図りながら、地域包括ケアシステムの推進や地域完結型医療の提供体制の確立を目指します。また、広島市の200万人広島都市圏構想の実現に資する市立病院としての役割を踏まえつつ、引き続き市民に信頼され、満足される質の高い医療を継続的かつ安定的に提供するため、広島市民病院、北部医療センター安佐市民病院、舟入市民病院及びリハビリテーション病院・自立訓練施設では、次のことを計画期間中の重点目標として、それぞれの特徴を生かした医療の提供に努めます。

さらに、国における現行の診療報酬制度に関わる適切な対応を視野に入れつつ、計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、更なる収入確保と経費削減に取り組み、経営改善に努めていきます。

（広島市民病院）

広島市の医療施策上必要とされる医療の提供に関し中心的役割を担うとともに、地域の医療水準をリードする急性期病院として、高い医療水準の維持・向上を図ります。また、建物・設備の老朽化が著しい施設の改修を進めるとともに、課題となっている救急診療などの機能的な配置や南海トラフ地震等を想定した浸水・耐震対策に係る中央棟等の建替え等の計画を検討します。

（北部医療センター安佐市民病院（以下、「安佐市民病院」という。））

広島市のみならず、広島二次保健医療圏の北部、備北地域、さらには、島根県の一部を支える、県北西部地域等の拠点病院として、高度かつ先進的な医療を提供します。また、安佐医師会病院や地域の医療機関等と密接に連携し、地域住民が安心して生活するための地域完結型医療の実現を目指すとともに、地域包括ケアシステムの一員としてその担うべき役割を果たします。

（舟入市民病院）

小児救急医療の安定的な提供を図るとともに、第二種感染症指定医療機関として、感染拡大時に備えた平時からの取組みを進め、感染症患者の受入体制を維持します。また、急性期を経過した患者を受け入れるとともに、在宅復帰支援や在宅療養支援など地域に密着した医療機能の充実を図ります。さらに、令和12年に開設予定の広島県の新病院へ小児医療機能が移管された後を見据え、高齢者救急や在宅医療の増大など今後の医療需要の変化等を踏まえた役割を果たせるよう、病院機能の充実・強化を図ります。

（リハビリテーション病院・自立訓練施設）

高度で専門的な回復期リハビリテーション医療を提供するとともに、自立のための訓練や相談など生活の再構築のための一貫したリハビリテーションサービスを提供します。また、広島市身体障害者更生相談所等と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。加えて、国の新たな地域医療構想を踏まえながら、病院と施設が目指すべきあり方について検討していきます。

第1 中期計画の期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とします。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 市立病院として担うべき医療

それぞれの病院の特徴を生かし、他の医療機関との役割分担、連携を図りながら、市民生活に不可欠な医療や高度で先進的な医療を安定的に提供します。

(1) 広島市民病院

ア 救急医療の提供

- ・初期レベルの一次救急医療から救命救急センターを備え、一刻を争う重篤患者に対する三次救急医療までを24時間365日体制で提供します。
- ・救急搬送困難事案の患者を一旦受け入れ、初期診療を行った上で、必要に応じて支援医療機関への転院を行う役割を担う救急医療コントロール機能病院としての運営に取り組むとともに、広島県の新病院等との役割分担や連携を見据えた救急搬送受入体制の強化について検討します。
- ・医師会が運営する夜間急病センターとの連携、協力の下、一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。

【目標値】

区 分	令和6年度 実績	令和11年度 目標値
救急車受入台数（台）	7, 839	7, 900

イ がん診療機能の充実

- ・地域がん診療連携拠点病院（高度型）として、豊富な診療経験や充実した診療体制を生かして、手術や化学療法、放射線治療を効果的に組み合わせた集学的治療、緩和ケアを提供します。
- ・「広島がん高精度放射線治療センター」と連携するとともに、放射線治療機器を更新し、より患者にやさしい質の高い医療を提供します。
- ・患者一人一人の体質や病状に合わせた最適な治療を行い、より効果的な治療や副作用の少ない治療を可能にするがんゲノム医療の提供に取り組みます。

【目標値】

区 分	令和6年 実績	令和11年 目標値
院内がん登録件数（件）	3, 248	3, 300

※がん登録件数は暦年で集計

ウ 周産期医療の提供

総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や極低出生体重児に対する医療等、母体、胎児及び新生児に対する総合的で高度な周産期医療を提供します。

エ 災害医療の提供

- ・災害拠点病院として、BCP（業務継続計画）に基づき、地震や台風等の自然災害、大規模火災等の都市災害等に備え、自家発電設備等のライフライン機能の維持、医薬品の備蓄等を行い、災害時に、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保します。

- ・災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、広島市長からの求めに応じた適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請に基づき、被災地へ医師等を派遣し、被災地の医療活動を支援します。

オ 低侵襲手術等の拡充

手術支援ロボット等を活用した低侵襲手術の対象領域や適応症例の拡大、カテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリット手術室での低侵襲手術を進め、患者の身体的負担が少ない手術を拡充します。

カ 緩和ケアの拡充

緩和ケアチームによる入院患者や外来患者への関与を増やし、患者サービスの向上、各診療科の負担軽減を図ります。

また、院内外の医療者に対する専門的緩和ケアに関する教育・研修事業を行い、人材育成を推進します。

キ SCU（脳卒中ケアユニット）の設置

急性期の脳血管障害の患者を受け入れる専用の病床であるSCUを設置し、脳卒中の専門知識を持つ経験豊富な医師、看護師、リハビリテーションスタッフらの専門チームにより、脳卒中を発症早期から24時間体制で集中的に治療できるようにします。

ク 中央棟等の建替え等計画の検討

築後30年が経過する救命救急センター、ICU（集中治療室）及び中央手術室など病院の中核機能が集中する中央棟や築後50年が経過する西棟、管理棟及び北棟は、建物・設備の老朽化が進行していることなどに加え、救急など各部門が機能的に配置されておらず、また、浸水・耐震が十分でないことから、これらを踏まえた建替え等の計画を検討します。

(2) 安佐市民病院

ア 救急医療の提供

- ・地域救命救急センターを備え、一次救急医療から三次救急医療まで24時間365日体制で提供します。
- ・広島県の新病院等との役割分担、連携を見据えた救急搬送受入体制の強化について検討します。
- ・安佐医師会が運営する安佐医師会病院、可部夜間急病センター等との連携、協力の下、一次救急医療の提供体制の適切な運営に努めます。
- ・安佐医師会病院やその他の後方支援医療機関と連携強化や、下り搬送の体制強化を図ります。

【目標値】

区 分	令和6年度 実績	令和11年度 目標値
救急車受入台数（台）	6, 356	6, 250

イ がん診療機能の充実

- ・地域がん診療連携拠点病院として、消化器内視鏡治療や手術、化学療法、放射線治療、分子標的治療、免疫療法を適切に組み合わせた低侵襲的、集学的治療を行います。
- ・地域在宅緩和ケア推進事業を継続・発展させ、安佐医師会病院や在宅医などと連携し、

地域で緩和ケアを推進します。さらに地域住民に対して出前講座などの啓発活動を行います。

- ・がんゲノム診療科で、がんゲノム医療や遺伝カウンセリングの提供体制を充実させ、患者個々のニーズに合わせた支援を行います。
- ・がん診療に関連する診療科を集約化した通院治療センターにおいて、集学的ながん治療・支援を行います。
- ・化学療法などの進歩や治療件数の増加に対応するため、通院治療提供体制を充実します。

【目標値】

区 分	令和 6 年 実績	令和 11 年 目標値
院内がん登録件数（件）	2, 7 1 7	2, 8 0 0

※がん登録件数は暦年で集計

ウ 災害医療の提供

- ・災害拠点病院として、地震や台風等の自然災害、大規模火災等の都市災害に備え、自家発電設備等のライフライン機能を維持し、医薬品や食料品の備蓄等を行います。また、BCPに基づき、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を確保するとともに、被災傷病者等の受入れを行います。
- ・災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。
- ・DMATの派遣要請に基づき、被災地へ医師等を派遣し、被災地の医療活動を支援します。

エ へき地医療の支援

- ・へき地医療拠点病院として、広島県北西部地域医療連携センターを中心に、県北西部地域などの医療提供体制に沿った医療スタッフを派遣するとともに、ICTを活用した遠隔診療を実施します。
- ・県北西部地域等の医療従事者に対する研修等の教育体制の構築を図ります。
- ・関係医療機関に対して、ICTを活用した入退院時のカンファレンスなど、診療補助等の支援に取り組みます。

オ 低侵襲手術の拡充等

- ・内視鏡下手術用ロボットを活用した手術の対象領域や適応症例の拡大、カテーテル治療とバイパス手術などの外科手術を同時に行うことのできるハイブリット手術室での低侵襲手術を進め、患者の身体的負担が少ない手術の拡充と日帰り手術を推進します。
- ・内視鏡手術技術認定医、内視鏡下手術用ロボット認定術者等の育成を積極的に推進し、低侵襲手術やロボット支援手術などの技術向上や安全性の確保に努めます。

カ 認知症疾患医療センター（地域型）の運用

地域の医療機関、広島市北部在宅医療・介護連携支援センター、地域包括支援センター、広島市等と協働し、認知症に関する相談・支援を推進するとともに、アルツハイマー型認知症に関する専門的医療を提供します。

キ 病院フォーミュラリの策定

- ・適正な薬物治療の標準化や、医療の質の向上を図るため、病院フォーミュラリを策定するとともに、地域で標準的な薬物治療の共有を推進します。

※フォーミュラリ：医薬品に関する安全性や有効性、経済性などを評価して策定された医薬品の使用方針であり、標準薬物治療の推進や医薬品の効率活用による医薬品購入費の削減等のメリットがある。

(3) 舟入市民病院

ア 小児救急医療の提供

- ・小児科の24時間365日救急診療を安定的に提供するため、引き続き、医師会、広島大学等の協力を得るとともに、市立病院間の応援体制の強化に取り組みます。また、重篤な小児救急患者の円滑な搬送を行うため、三次救急医療機関との連携を図ります。
- ・トリアージナースの能力向上を図り、診療体制の強化に取り組みます。

【目標値】

区 分	令和6年度 実績	令和11年度 目標値
小児科救急車応需率 (%)	97.7	98.0

イ 小児専門医療の充実

小児心療科において、精神療法等の個人療法やグループで治療を行う集団療法に加え、未治療者や治療中断者の重症化防止のための支援について検討を行います。また、小児科のアレルギー外来と連携し、アレルギー専門皮膚科医による診療を行うなど、小児専門医療の充実を図ります。

ウ 感染症医療の提供

- ・市内唯一の第二種感染症指定医療機関として、新型インフルエンザ等の新興感染症の感染拡大時等に備えて、平常時から医療体制を維持するとともに、感染症発生時には、広島県や広島市、市立病院を始めとする市内の関連病院等と密接に連携を図りながら患者の受入れについて先導的かつ中核的な役割を担います。また、感染症拡大時には迅速・弾力的に対応します。
- ・感染管理認定看護師などの専門資格を取得させるため、教育研修への参加を促進し、職員の専門性の向上を図ります。

エ 障害児（者）の受入体制の充実

医療型重症心身障害児（者）短期入所利用者数の拡大に向けて受入体制の充実を図るとともに、障害児（者）への対応に関し知識・技術を持った職員の育成を行うなど、障害児（者）の診療相談機能の充実に取り組みます。

オ 小児医療機能移管後の役割や病院機能の構築

小児医療機能に代えて、高齢者救急や在宅医療の増大などに対応するための役割を果たせるよう、病院機能の充実・強化を図ります。

カ 病院機能の最適化と有効活用

- ・広島市民病院における高度急性期治療経過後に、地域の医療機関や在宅への移行が困難な患者や、在宅や高齢者施設等で療養中に状態が悪化した患者の受入れを強化するため、一般病棟の一部を地域包括ケア病棟に転換するなど病床の最適化を図ります。
- ・広島市民病院からの手術症例の受入れ強化を図ります。また、法人における外科系研修医師の手術教育施設として、良性疾患を中心とした手術を行います。

キ 地域に密着した病院機能の充実

総合診療科の医療機能を活かし、地域の医療機関や介護施設等と連携して患者の受入れ

や在宅復帰支援を行うとともに、在宅療養患者の急変時の入院受入れなど増加する在宅療養に対する支援体制を整備します。

(4) リハビリテーション病院・自立訓練施設

ア 総合的なリハビリテーションサービスの提供

広島市身体障害者更生相談所、リハビリテーション病院及び自立訓練施設の運営責任者で構成する常設の連絡会議等を通じ、引き続き3施設の連携の維持を図り、総合的なリハビリテーションサービスを継続的かつ安定的に提供します。

イ 回復期リハビリテーション医療の充実

- ・広島市民病院、安佐市民病院などの急性期病院や舟入市民病院との連携強化を図り、急性期の疾病治療・リハビリテーションを経過した患者を早期に受け入れ、日常生活機能の向上や社会復帰を目的とした専門的で集中的な回復期のリハビリテーションを一体的かつ連続的に提供します。
- ・退院後の患者を中心に継続的なリハビリテーション医療を提供するため、地域医療機関とも連携し、外来リハビリテーションや訪問リハビリテーション・訪問看護など在宅療養への支援の充実を図ります。

【目標値】

区 分	令和6年度実績	令和11年度目標値
患者1人当たりリハビリテーション実施単位数 (単位/日)	8.6	8.5
在宅復帰率(%)	81.8	82.0

ウ 自立訓練施設の利用促進

- ・リハビリテーション病院との連携を強化し、連続性のある訓練の実施と訓練内容の充実を図ります。
- ・医療・福祉関係機関、福祉サービス事業者等との連携を強化し、地域からの施設利用の拡大を図ります。

エ 相談機能の充実と地域リハビリテーションの推進

- ・利用者の状況に応じた退院・退所後の生活支援ができるよう、地域の医療・保健・福祉関係機関と連携した相談機能の充実を図ります。
- ・広島市身体障害者更生相談所等と連携して、地域リハビリテーションの推進を図ります。

オ 災害時の市立病院間のバックアップ機能の強化

西風新都に立地し、高速道路インターチェンジに近接するというリハビリテーション病院の地理的条件を生かし、デルタ地帯が被災した場合に備え、他の市立病院の診療情報の保管や医薬品等の備蓄などバックアップ機能を強化するとともに、DMATの受入拠点、広域搬送拠点として活用します。

2 医療の質の向上

(1) 医療需要の変化、医療の高度化への対応

医療需要の変化、医療の高度化に的確に対応した医療が提供できるよう、医療スタッフの知識の習得や技術の向上、診療科の再編などによる診療体制の充実を図ります。

(2) チーム医療の推進

個々の患者の病状や、緩和ケア、褥瘡（じょくそう）対策、呼吸ケア、栄養サポート、転倒・転落予防、フレイル対策、ポリファーマシー対策、院内急変予防、高齢者サポート及び身体拘束最小化等の課題に対応するため、医療スタッフが診療科や職種を越えて連携し、専門的、総合的な医療を提供するチーム医療を推進します。

(3) 医療安全対策の強化

ア 医療安全対策

市民に信頼される安全な医療を提供するため、医療安全管理委員会等が中心となり、医療安全に関する情報の収集・分析や、医療事故等の発生防止や対応マニュアルの作成、院内研修を実施するとともに、実施内容を継続的に見直すことなどにより、医療安全対策を強化・徹底します。

イ 院内感染防止対策

院内感染対策に係る体制やマニュアルの整備・見直し、感染予防策の徹底、感染症発生時における迅速・適切な対応など、院内感染防止対策を強化・徹底します。

(4) 医療に関する調査・研究の実施

職員の自主的な研究活動を支援するとともに、研究成果の情報発信に努めます。また、治験等の臨床研究の推進に積極的に取り組みます。

(5) 災害医療体制の充実

災害その他の緊急時には、広島市地域防災計画等に基づき、広島市長からの求めに応じて適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行います。また、広島市の防災関係機関等と連携を図り、市立病院として求められる医療の提供等を行います。

(6) 感染症医療体制の充実

これまでの感染症医療の提供を行う中で得られた知見を生かし、新型コロナウイルス感染症等の新興感染症発生時には、第二種感染症指定医療機関である舟入市民病院を中心に、各病院が感染症法に基づく協定締結医療機関として、それぞれの役割に応じて、関係機関と連携しながら、感染症患者の受入れや感染症から回復した患者の療養の受入れなど感染症医療の提供を適切に行います。

3 患者の視点に立った医療の提供

(1) 病院情報・医療情報の発信

- ・ホームページやSNS、広報紙等を利用した病院の特色や治療実績等の積極的な情報発信に取り組むとともに、病院の現状や地域の医療機関との役割分担に係る市民の理解を促すための情報や健康づくり、疾病に関する情報を分かりやすく発信します。
- ・病院の運営、財務に関する計画や実績、医療に関する研究成果等を市民に分かりやすく公表します。

(2) 法令・行動規範・倫理の遵守

医療法を始めとする関係法令及び行動規範の遵守についての研修等を行い、職員の意識を向上させ、適正な病院運営に取り組みます。また、広島市立病院機構情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報データを適正に取り扱います。

(3) 安心で最適な医療の提供

ア 患者及び家族への相談支援

安心して医療を受けられる環境を提供するため、医療支援センター等において、疾病や入院等に関することや、退院後の療養や介護支援など、患者やその家族が抱える様々な不安や問題などの相談に積極的に対応します。

イ インフォームド・コンセントの徹底

インフォームド・コンセント（患者自身が医療内容を理解・納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、患者に十分な説明を行った上で同意を得ること。）を徹底し、患者の権利を尊重し、信頼と満足を得られる医療を提供します。

ウ セカンドオピニオンの実施

セカンドオピニオン（診断や治療方針について主治医以外の医師から意見を聴くこと。）を実施するとともに、市立病院の患者が、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する場合には、適切に支援します。

エ クリニカルパスの活用拡大

クリニカルパス（疾病別に退院までの治療内容を標準化した計画書）の活用を拡大するとともに、新規パスの作成や既存パスの見直しを計画的に行い、良質な医療を安全、適正かつ効率的に提供します。

【目標値】クリニカルパス適用率 (単位：%)

区分	令和6年度実績	令和11年度目標値
広島市民病院	75.8	77.0
安佐市民病院	75.7	76.0
舟入市民病院	61.0	61.0

※1 適用率は、新規入院患者のうち、クリニカルパスを適用した患者の割合

※2 広島、安佐の適用率は、予定入院患者のうち、クリニカルパスを適用した患者の割合

※3 リハビリテーション病院では、患者ごとに個別のリハビリ総合実施計画書を作成しており、医療の標準化を図るクリニカルパスの意義が低いことから、目標値を設定していない

(4) 患者サービスの向上

- ・ 接遇研修等を実施し、常に患者やその家族の立場を考え、温かく心のこもった対応ができるよう、職員の接遇の一層の向上を図ります。また、定期的なアンケート調査などにより、患者やその家族のニーズを把握し、よりきめ細かなサービスの提供に努めます。
- ・ ICTの活用等による外来の診察・検査・会計の待ち時間の短縮に向けた取組やインターネット環境の充実など利便性の向上に取り組めます。
- ・ 病院給食について、個々の入院患者の病状や体質に配慮しながらも、患者に喜ばれる食事となるよう、改善に取り組めます。

【目標値】患者満足度 (単位：%)

区分	令和6年度実績	令和11年度目標値
広島市民病院	85.7	85.0
安佐市民病院	84.2	
舟入市民病院	79.3	

リハビリテーション病院	96.0	
-------------	------	--

※病院の対応に「満足」と回答した患者の割合

4 地域の医療機関等との連携

(1) 地域の医療機関等との役割分担と連携

ア 病院の役割分担に基づく紹介、逆紹介の促進等

地域の医療機関や医師会との連携を強化するとともに、適切な役割分担の下、紹介患者の受入れや患者の逆紹介、救急患者の転院を積極的に行い、より多くの患者に必要とされる医療を提供する体制の維持に努めます。また、広島県の新病院の整備を見据え、基幹病院を始めとする病院間の医療機能の分化と連携等については、市民にとってより良い地域医療を提供していくという観点に立って検討を行います。

【目標値】患者紹介率（地域の医療機関から市立病院への紹介）（単位：％）

区分	令和6年度実績	令和11年度目標値
広島市民病院	80.2	84.0
安佐市民病院	98.0	98.0
舟入市民病院	33.2	34.0

※患者紹介率＝初診紹介患者の数／（初診患者の数－（救急車による初診搬送患者の数＋時間外における初診外来患者の数））×100

【目標値】患者逆紹介率（市立病院から地域の医療機関への紹介）（単位：％）

区分	令和6年度実績	令和11年度目標値
広島市民病院	115.1	100.0
安佐市民病院	167.4	100.0
舟入市民病院	17.9	25.0

※1 患者逆紹介率＝逆紹介患者の数／（初診患者の数－（救急車による初診搬送患者の数＋時間外における初診外来患者の数））×100

※2 当該年度の逆紹介患者の数には、当該年度以前からの診療期間の長い患者も含まれるため、当該年度の初診患者の数を上回り、逆紹介率が100%を超える場合がある。

イ 地域連携クリニカルパスの運用拡大

一貫性のある医療を提供し、治療効果の一層の向上を図るため、地域連携クリニカルパス（治療を行う複数の医療機関が治療方針を共有するための診療計画書）の作成・運用の拡大に取り組みます。

ウ 重症心身障害児（者）に係る地域の医療機関等との連携

医療的なケアが必要な重症心身障害児（者）について、地域の医療機関や社会福祉施設、訪問看護ステーション等との連携体制の確立に取り組みます。

(2) 地域の医療機関への支援

ア 高度医療機器の共同利用

市立病院が保有する高度医療機器の共同利用の促進により、地域の医療水準の向上を図ります。また、地域の医療人材の育成に協力するとともに、「顔の見える連携関係」を構築するため、地域の医療従事者を対象としたWEB講演会やオープンカンファレンスなどの各種講演会や研修会等を開催し、市立病院における症例や医療技術等の医療情報を提供します。

イ 県北西部地域における地域完結型医療の提供

関係機関と協議の上、安佐医師会病院や広島市北部在宅医療・介護連携支援センター等の県北西部地域の関係機関と安佐市民病院が連携し、地域内の医療機関の役割分担を行い、それぞれの医療機関が連携し相互補完を行う地域完結型医療を提供します。

(3) 保健機関、福祉機関との連携

ア 保健機関、福祉機関との連携

高齢化の進展等に伴う疾病構造や生活環境の変化に対応するため、保健所等と連携し、疾病の予防や再発防止等に取り組むとともに、入院前から地域包括支援センターや介護サービス事業所等と連携し、患者の退院後の療養や介護などを支援します。

イ 地域包括ケアシステムの構成員として担う役割

高齢者が疾病を抱えても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、入院治療中はリハビリテーションや口腔ケア、栄養サポートの推進に取り組むとともに、退院後は、地域包括ケアシステムの構成員として、現在、各病院が担っている機能の維持・強化に加えて、安佐医師会病院や地域の医療機関、施設、行政と連携を図り、患者・家族の療養生活を支援するなど、包括的かつ継続的な在宅医療等の提供の一翼を担います。

5 市立病院間の連携の強化

一つの病院群としての病院運営の推進

- ・4病院が相互に連携し、各病院の医療機能を補完し合い、一つの病院群として、広島市の医療施策上必要な医療を提供するとともに、各病院の役割の見直しや連携強化などを進め、効果的かつ効率的な病院運営を行います。
- ・病院間の人事交流など効果的にマンパワーを活用し、各病院が必要とする人材の育成や、病院間の連携を推進します。
- ・広島市民病院と舟入市民病院は、病床利用や手術室の運用などを通じて、両病院の経営改善に向けて、それぞれの特長を生かした連携を推進します。
- ・急性期から回復期までのリハビリテーションを一体的かつ継続的に提供するため、リハビリテーション病院と広島市民病院、安佐市民病院及び舟入市民病院との連携強化を図ります。
- ・広島市が指定管理者制度により運営している安芸市民病院との連携を図り、患者の受入れや紹介を積極的に行うとともに、一体的な運営についても検討します。

6 保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力

保健、医療、福祉、教育に係る行政分野への協力については、引き続き、広島市の担当する部局との連携を維持し、広島市が実施する保健や医療、福祉、教育に係る施策に協力します。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的・効果的な業務運営

(1) 迅速かつ的確な組織運営

理事会や理事長、病院長等が出席する経営会議等を中心に、適正かつ効果的な業務運営を図るとともに、病院内の委員会等を通じ、効率的かつ迅速に業務を執行します。また、理事

長がリーダーシップを発揮するとともに、病院長への適切な権限移譲等を進めることで、迅速かつ的確な意思決定を行います。

(2) 業務改善に取り組む風土づくり

経営状況や業務運営上の課題等について、常に問題意識を持ち、その改善に取り組もうとする組織風土を醸成します。

2 人材の確保、育成

(1) 病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材確保

収支への影響も踏まえながら、病院を取り巻く環境変化に迅速、柔軟に対応した人材確保に努めます。

ア 診療体制の充実

業務の量や質に応じた適切な人員配置を行い、診療・看護体制の充実や医療スタッフの負担軽減を図ります。

イ 多様な採用方法と雇用形態の活用

新規採用や実務経験者採用の実施、退職者の再雇用の活用などにより、迅速、柔軟な人材確保を進めます。

ウ 医師確保の推進

市民に必要な医療の提供が維持できるよう、医師の確保に努めるとともに、臨床研修プログラムや専門医制度に対応し、知識の習得や技術の向上を図る指導體制の充実、整備等に取り組めます。

エ 看護師等の確保の推進

広島市立看護専門学校等の看護師養成施設との連携を強化し、推薦試験の実施などにより、優れた看護師の確保に取り組めます。また、看護師の負担軽減のため、看護補助者等の確保にも取り組めます。

オ 看護師等の安定的な職場定着の推進

看護師、看護補助者等の職場への定着を図るため、意欲的に働くことができる働きやすい職場環境を整備するとともに、指導體制や教育の充実に取り組めます。

カ 病院間の人事交流の推進

各病院が必要とする人材を市立病院全体で確保・育成するため、病院間の人事交流を積極的に推進します。

(2) 事務職員の専門性の向上

法人職員の計画的な採用と育成

病院経営、医療事務及び医療情報に係る専門知識を有する職員の確保を図ります。また、事務職員の専門性を向上するため、研修の充実を図るとともに、管理監督職員のマネジメント力の向上に努めます。

(3) 研修の充実

ア 多様な研修機会の提供と参加しやすい環境づくり

院内研修の充実、各種学会・研修会への参加の促進、専門資格取得のための研修など、多様な研修機会の提供と参加しやすく、かつ、その後のキャリア形成につながる環境づくりに取り組めます。

イ 看護師に対する指導・研修の充実

専任の教育担当看護師による新規採用の看護師への指導や研修の充実を図ります。

また、医療の質の向上や医師の働き方改革を推進するため、特定行為研修の受講を促進するとともに、研修で修得した技能を活用できる、やりがいのある職場環境づくりに取り組みます。

3 弾力的な予算の執行、組織の見直し

地方独立行政法人制度の利点を十分に生かし、引き続き、病院実態に即した弾力的な予算執行、組織や人員配置の見直しを行い、効果的かつ効率的な業務運営を行います。

4 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり

(1) 病院の実態に即した人事・給与制度の構築

病院職員が意欲的に働くことができるよう、法人の経営状況を踏まえつつ、職員の勤務実態や能力、業績等が適正に評価される人事・給与制度を構築します。

(2) 適切な役割分担と業務の負担軽減

医療従事者が行う業務を補助する医療クランクや看護補助者などの確保や民間事業者の活用などにより、医療従事者の負担軽減を図ります。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、長時間労働の是正に向けた取組の推進や、勤務間インターバルの確保などを行うとともに、育児・介護等の支援制度の利用を促進し、職員が働きやすい職場環境を整備します。

(4) メンタルヘルス対策の実施

職員の心の健康対策として、ストレスチェックの実施や、ハラスメント等による健康被害の防止のための教育・研修の実施、相談体制の充実、職場復帰支援等を推進します。

(5) 医師等の働き方改革の推進

国の働き方改革を踏まえ、医師から他職種へのタスク・シフト／シェアの推進や勤務間インターバルの確保等による医師の就労環境の改善、その他の医療従事者の業務の負担軽減に取り組みます。

【目標値】

区分	令和6年度実績	令和11年度目標
看護師離職率（機構全体）（%）	6.6	6.6
医療技術職離職率（機構全体）（%）	3.8	3.8
医師の年間時間外労働時間 960 時間以上的人数（人）	50	30

5 外部評価等の活用

会計監査人等の意見を踏まえ、速やかに対応を検討し、必要な業務運営の改善に取り組みます。また、病院運営の透明性を高めるため、その結果や対応について、ホームページ等を活用して積極的に公開します。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

経営の安定化の推進

(1) 財政基盤の安定化

法人独自で実施可能な時間外勤務の適正化（タスク・シフト／シェア、DXの活用等）や材料の共通化等の経営改善に職員が一丸となって取り組み、財務基盤の安定化を図ります。その上で、法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い救急医療等を提供するため、広島市からの運営費負担金等の財政支援を受けることとします。

【目標値】 (単位：％)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
経常収支比率	95.1	97.8

※経常収支比率＝（経常収益／経常費用）×100

【目標値】病院別の経常収支比率 (単位：％)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院	96.7	101.6
安佐市民病院	95.4	97.2
舟入市民病院	96.0	85.6
リハビリテーション病院	92.3	98.0

【目標値】病院別の医業収支比率 (単位：％)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院	92.1	93.1
安佐市民病院	86.2	88.5
舟入市民病院	67.8	65.4
リハビリテーション病院	70.9	69.7

※1 医業収支比率＝（医業収益／医業費用）×100

※2 運営費負担金は含まれていない

(2) 収入の確保

- 市立病院間や地域医療機関との連携強化により適正な在院日数を図るとともに、効率的かつ効果的な病床管理を進め病床利用率の向上に取り組みます。
- 疾病動向や診療報酬改定の情報収集を行い分析し、的確に対応することにより収入の確保を図ります

【目標値】入院期間Ⅱ超え率 (単位：％)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院	30.0	27.3
安佐市民病院	18.1	18.0

※1 入院期間Ⅱ超え率＝（DPC 入院期間Ⅱを超えて退院した患者数
／DPC 適応で退院した患者数×100）

※2 入院期間Ⅱ超え：入院期間が全国の平均在院日数（入院期間Ⅱ）を超えることを指し、期間Ⅱ以内の退院よりも診療報酬が低くなる

【目標値】 平均在院日数 (単位：日)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院	10.0	9.8
安佐市民病院	7.9	8.0

【目標値】 手術室稼働率 (単位：%)

区 分	令和6年度実績	令和11年度目標値
広島市民病院	80.3	81.0
安佐市民病院	— (※)	81.0

※安佐市民病院は、令和7年度から稼働率の算定方法を広島市民病院と同じシステムに変更したことから、比較できる令和6年度の実績がない。

【目標値】 病床利用率 (単位：%)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院 (一般病床)	84.0	86.3
安佐市民病院 (一般病床)	86.6	91.6
舟入市民病院 (内科、外科)	65.7	80.6
リハビリテーション病院	92.5	95.4

※1 病床利用率 = (入院延べ患者数 / 診療日数) / 病床数

※2 入院延べ患者数は退院日を含む。

【目標値】 医療費個人負担分の収納率 (単位：%)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院	96.0	96.4
安佐市民病院	96.7	96.8
舟入市民病院	97.0	97.0
リハビリテーション病院	98.0	98.0

※現年分収納率と滞納繰越分収納率とを合わせた収納率

(3) 経費の削減

- 各病院で使用する医薬品や診療材料の品目の共通化を進めるため、共同購入を拡大するとともに、医療機器等の共同購入や保守業務との複合契約の推進に取り組みます。
- 診療経費の節減や患者負担の軽減の観点から、再製造品の使用拡大や後発医薬品の使用拡大に取り組みます。

【目標値】 後発医薬品数量シェア (入院+外来) (単位：%)

区 分	令和 6 年度実績	令和 11 年度目標値
広島市民病院	64.6	80.0

安佐市民病院	90.9	91.0
舟入市民病院	86.2	90.0

※数量シェア＝（後発医薬品の数量／（後発医薬品のある先発医薬品の数量＋後発医薬品の数量））×100

※第3期中期計画設定時の診療報酬算定基準である「入院のみの後発医薬品数量シェア」から、令和4年に改訂された算定基準の「入院＋外来の後発医薬品数量シェア」に変更

【目標値】後発医薬品採用品目比率 (単位：%)

区 分	令和6年度実績	令和11年度目標値
リハビリテーション病院	39.1	41.0

※採用品目比率＝（後発医薬品採用品目数／医薬品採用品目総数）×100

【目標値】材料費対入院・外来収入比率 (単位：%)

区 分	令和6年度実績	令和11年度目標値
広島市民病院	40.3	38.1
安佐市民病院	37.1	39.2
舟入市民病院	26.7	25.1
リハビリテーション病院	3.2	3.1

- ・医療の質の向上、医療安全の確保、患者サービスの向上などに十分に配慮した上で、職員の適正配置、長時間労働の是正に努め、適正な人件費の維持に努めます。

【目標値】 (単位：%)

区 分	令和6年度実績	令和11年度目標値
給与費対医業収益等比率	52.9	50.1

※給与費対医業収益等比率＝（給与費／（医業収益＋営業収益運営費負担金・交付金（企業債元金償還分を除く）））×100

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 DXを活用した病院運営の効率化

AIを活用した文章作成や、RPAによる事務作業の自動化などのDXへの取組みにより職員の現行の業務負担を軽減し、病院運営の効率化を図るとともに、より質の高い医療を提供できる体制づくりを進めます。また、電子カルテやマイナ保険証、電子処方箋等を用いた4病院間や地域の医療機関との診療情報の共有化等による連携の強化に取り組みます。

2 情報セキュリティ対策の徹底

サイバー攻撃等の情報セキュリティリスクに備え、情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への訓練や研修を実施します。

3 病院施設の老朽化等への対応

(1) 建物・設備・医療機器の適正管理と整備費の抑制

将来の医療需要を踏まえた長期的な視点から、4病院の建物・設備・医療機器の長寿命化や

計画的な更新を推進し、財政負担の軽減と平準化を図るとともに、設備の必要能力を精査し最適化を図るなど、整備費の抑制に努めます。また、維持管理費の抑制も考慮し、民間事業者のノウハウを活用するPPP/PFI手法の導入を検討します。

(2) 脱炭素化（GX）の推進

「広島市地球温暖化対策実行計画」の目指すべき姿の実現に向けて、設備の更新に合わせて省エネルギー性能の高い設備・機器を導入し、日常的な省エネルギー対策に取り組むとともに、ESCO事業（※）により、効果的に温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

※ESCO事業：省エネルギーへの改修に係る全ての経費を光熱水費等の削減分でまかなう事業

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和8年度から令和11年度まで）

（単位：百万円）

区 分	8年度 金額	9年度 金額	10年度 金額	11年度 金額
収入				
営業収益	74,679	74,991	76,103	76,770
医業収益	66,484	66,833	68,669	68,846
運営費負担金・運営費交付金収益	7,919	7,882	7,158	7,648
補助金等収益	166	166	166	166
自立訓練施設収益	110	110	110	110
その他営業収益	0	0	0	0
営業外収益	919	915	914	981
運営費負担金収益	227	222	221	288
その他営業外収益	692	693	693	693
臨時利益	0	0	0	0
資本収入	1,915	2,515	10,384	1,081
長期借入金	1,765	2,356	10,226	922
その他資本収入	150	159	158	159
その他収入	0	0	0	0
計	77,513	78,421	87,401	78,832
支出				
営業費用	70,046	71,074	73,841	73,045
医業費用	68,916	69,948	72,672	71,886
給与費	34,251	35,048	36,364	36,488
材料費	24,723	24,835	24,789	24,856
経費	9,759	9,882	11,336	10,359
研究研修費	183	183	183	183
自立訓練施設費	329	333	340	344
給与費	249	254	261	265
材料費	0	0	0	0
経費	80	79	79	79
研究研修費	0	0	0	0
一般管理費	801	793	829	815
給与費	583	575	611	596
経費	218	218	218	219
研究研修費	0	0	0	0
営業外費用	600	644	668	811
臨時損失	0	0	0	0
資本支出	7,191	7,290	13,978	5,004
建設改良費	1,765	2,356	10,226	922
投資	0	0	0	0
償還金	5,213	4,520	3,250	3,577
その他支出	213	414	502	505
計	77,837	79,008	88,487	78,860

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

〔人件費の見積り〕

期間中の総額として、1,455億4,300万円を見込む。

この金額は、役員報酬及び職員基本給、諸手当、退職手当等給与費の合計である。

〔運営費負担金・運営費交付金の繰出基準等〕

救急医療、小児医療、リハビリテーション医療など法人の経営努力だけでは維持することが困難な公共性の高い医療に係る経費に対する運営費負担金については、毎年度総務省が発

出する通知「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

舟入市民病院の職員の退職手当に対する運営費交付金については、地方公営企業法の全部適用以前の在職年数に応じて按分して算出する。

2 収支計画（令和8年度から令和11年度まで）

（単位：百万円）

区 分	8年度 金額	9年度 金額	10年度 金額	11年度 金額
収益の部	75,730	76,038	77,149	77,883
営業収益	74,811	75,123	76,235	76,902
医業収益	66,484	66,833	68,669	68,846
運営費負担金・運営費交付金収益	7,919	7,882	7,158	7,648
補助金等収益	166	166	166	166
資産見返運営費負担金等戻入	132	132	132	132
自立訓練施設収益	110	110	110	110
その他営業収益	0	0	0	0
営業外収益	919	915	914	981
運営費負担金収益	227	222	221	288
その他営業外収益	692	693	693	693
臨時利益	0	0	0	0
費用の部	75,892	76,980	78,951	79,601
営業費用	75,292	76,336	78,283	78,790
医業費用	74,156	75,181	77,108	77,595
給与費	34,574	35,529	36,430	37,266
材料費	24,723	24,835	24,789	24,856
経費	10,034	10,167	11,668	10,695
減価償却費	4,579	4,404	3,975	4,532
資産減耗費	63	63	63	63
研究研修費	183	183	183	183
自立訓練施設費	341	345	351	357
給与費	260	265	271	277
材料費	0	0	0	0
経費	80	79	79	79
減価償却費	1	1	1	1
研究研修費	0	0	0	0
一般管理費	795	810	824	838
給与費	577	592	606	619
経費	218	218	218	219
減価償却費	0	0	0	0
研究研修費	0	0	0	0
営業外費用	600	644	668	811
臨時損失	0	0	0	0
経常損益	▲162	▲942	▲1,802	▲1,718
純損益	▲162	▲942	▲1,802	▲1,718
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総損益	▲162	▲942	▲1,802	▲1,718

（注） 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

【第4期中期目標期間中の機能別病床数】

(単位：床)

病院名		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
広島市民病院	令和8年度	587	128	0	0	715
	令和11年度	587	128	0	0	715
安佐市民病院	令和8年度	302	112	0	0	414
	令和11年度	302	112	0	0	414
舟入市民病院	令和8年度	0	44	96	0	140
	令和11年度	0	44	96	0	140
リハビリテーション病院	令和8年度	0	0	100	0	100
	令和11年度	0	0	100	0	100

【第4期中期目標期間中の精神病床数】

(単位：床)

病院名	令和8年～11年度
広島市民病院	28
安佐市民病院	20

3 資金計画（令和8年度から令和11年度まで）

(単位：百万円)

区分	8年度 金額	9年度 金額	10年度 金額	11年度 金額
資金収入	82,700	83,284	91,677	82,023
業務活動による収入	75,598	75,906	77,017	77,752
診療業務による収入	66,484	66,833	68,669	68,846
運営費負担金・運営費交付金による収入	8,146	8,104	7,379	7,937
その他の業務活動による収入	968	969	969	969
投資活動による収入	150	159	158	159
運営費負担金による収入	150	159	158	159
その他の投資活動による収入	0	0	0	0
財務活動による収入	1,765	2,356	10,226	922
長期借入れによる収入	1,765	2,356	10,226	922
その他の財務活動による収入	0	0	0	0
前事業年度からの繰越金	5,187	4,863	4,276	3,190
資金支出	82,700	83,284	91,677	82,023
業務活動による支出	70,646	71,718	74,509	73,857
給与費支出	35,083	35,877	37,236	37,349
材料費支出	24,723	24,835	24,789	24,856
その他の業務活動による支出	10,840	11,006	12,484	11,652
投資活動による支出	1,765	2,356	10,226	922
有形固定資産の取得による支出	1,765	2,356	10,226	922
その他の投資活動による支出	0	0	0	0
財務活動による支出	5,426	4,934	3,752	4,082
長期借入金の返済による支出	3,931	3,048	2,325	2,582
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,282	1,472	925	995
その他の財務活動による支出	213	414	502	505
翌事業年度への繰越金	4,863	4,276	3,190	3,162

(注) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

50億円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし。

第9 第8に定める財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし。

第10 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成及び能力開発のための研修や教育などに充てます。

第11 料金に関する事項

1 料金

病院等の使用料及び手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項、第85条第2項若しくは第85条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項、第74条第2項若しくは第75条第2項又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号若しくは第53条第2項第1号の費用の算定の例により算定した額。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める額。

【令和8年4月1日から同年5月31日まで】

(1) 使用料

ア 特別病室差額使用料 別表第1に定める額

イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。）

(ア) 医科 7,700円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下(1)において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、7,000円）

(イ) 歯科 5,500円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、5,000円）

ウ 再診患者加算料（他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。）

(ア) 医科 3,300円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、3,000円）

(イ) 歯科 2, 090円 (助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、1, 900円)

エ 新生児室使用料 1日につき 2, 400円

オ 分べん料 1件につき 別表第2に定める額

カ セカンドオピニオン料 (他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が、当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。) 1件につき 相談時間が30分までは11, 000円、30分を超える場合は11, 000円に30分を超える部分につき30分までごとに3, 760円を加算した額

キ 自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額

ク 駐車料金 1台につき 別表第3に定める額

(2) 手数料

ア 普通診断書料 1通につき 1, 350円

イ 特別診断書料 別表第4に定める額

ウ 証明書料 1通につき 370円

2 前記1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。

- (1) 公害健康被害の補償等に関する法律 (昭和48年法律第111号) の規定による療養の給付の対象となる診療 (後記(3)の療養を除く。) については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法 (平成4年環境庁告示第40号) に基づいて算定した額
- (2) 自動車損害賠償保障法 (昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。) の規定による損害賠償の対象となる診療 (後記(3)の療養を除く。) については、診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。) に基づいて算定した額又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定基準」という。) に基づいて算定した額に1.5を乗じて得た額
- (3) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養 (平成18年厚生労働省告示第495号) 第2条第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額
 - ア 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法 (平成18年厚生労働省告示第496号) に基づいて算定した額 (自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあっては、それぞれ算定した額に1.5を乗じて得た額)
 - イ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等 (平成18年厚生労働省告示第498号) 第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数 (その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数) に、1点につき10円 (自賠法の規定

による損害賠償の対象となる診療にあつては、15円) を乗じて得た額に100分の110 を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

(4) 人間ドック料

ア 外来ドック (子宮がん検査なし) 1回につき 39,500円

イ 外来ドック (子宮がん検査あり) 1回につき 43,500円

(5) 避妊リング挿入料 1回につき 27,800円

(6) 避妊リング除去料 1回につき 11,100円

(7) 人工授精料 1回につき 9,900円

(8) 新生児介補料 1日につき 3,810円

(9) 前記(1)から(8)まで以外のもの

算定方法若しくは算定基準に準じて算定した額又は実費を基準にして定めた額

3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができます。

別表第1 (特別病室差額使用料関係)

区 分			単 位	金 額	
				一般	妊産婦
広島市民病院	東棟	特室1	1日につき	20,400円	18,610円
		特室2	1日につき	18,800円	17,130円
		特室3	1日につき	11,800円	10,740円
		特室4	1日につき	9,700円	8,890円
		特室5	1日につき	7,900円	7,220円
		特室6	1日につき	5,700円	5,190円
	西棟	特室1	1日につき	19,500円	17,780円
		特室2	1日につき	8,800円	8,060円
	中央棟	特室1	1日につき	16,800円	15,280円
特室2		1日につき	13,100円	11,940円	
特室3		1日につき	7,600円	6,940円	
安佐市民病院	特室1	1日につき	12,600円	11,460円	
	特室2	1日につき	7,900円	7,190円	
	特室3	1日につき	6,300円	5,730円	
舟入市民病院	特室1	1日につき	6,600円	—	
	特室2	1日につき	5,600円	—	
	特室3	1日につき	4,880円	—	
	特室4	1日につき	4,580円	—	
リハビリテーション病院	特室1	1日につき	4,480円	—	
	特室2	1日につき	11,600円	—	

別表第2（分べん料関係）

区 分		単 位	金 額
広島市民病院	時間内	1件につき	162,000円
	時間外(休日・深夜を除く)		195,000円
	休日・深夜		227,000円
安佐市民病院	時間内		115,000円
	時間外(休日・深夜を除く)		138,000円
	休日・深夜		161,000円

(注1) 分べん料は、出生した時間の属する時間区分の金額を適用する。

(注2) この表において、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までをいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいい、「時間内」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、「時間外」とは時間内、休日及び深夜の時間帯以外の間をいう。

別表第3（駐車料金関係）

区 分	金 額	
病院の受診者（入院患者を除く。） 若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人	広島市民病院	60分を超える場合は、入構後24時間まで300円
	安佐市民病院	無料
	舟入市民病院	無料
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	無料
見舞いに来た者等	広島市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに300円
	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに300円
	安佐市民病院	30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

別表第4（特別診断書料関係）

区 分	単 位	金 額
①身体検査書	1通につき	1,980円
②死亡診断書	1通につき（ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに1,350円を加算する。）	1,980円
③休業用診断書	1通につき	1,980円
④入学用診断書	1通につき	1,980円
①～④に準ずるもの	1通につき	1,980円
自賠法に係る診療明細書	1通につき	1,980円
身体障害者診断書	1通につき	1,980円
⑤自賠法に係る診断書	1通につき	4,070円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	4,070円
⑦保険会社に提出する入院療養証明書	1通につき	4,070円
⑧厚生年金、国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	4,070円
⑤～⑧に準ずるもの	1通につき	4,070円

【令和8年6月1日以後】

(1) 使用料

ア 特別病室差額使用料 別表第1に定める額

イ 非紹介患者加算初診料（他の病院又は診療所からの文書による紹介がない場合の初診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の初診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における初診を除く。）に対する加算初診料をいう。）

(ア) 医科 7,700円（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下(1)において「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合にあっては、7,000円）

(イ) 歯科 5,500円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、5,000円）

ウ 再診患者加算料（他の病院（病床数が200未満のものに限る。）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該病院又は診療所における当該申出に係る受診をしないで受けた再診（緊急その他やむを得ない事情又は正当な理由があると理事長が認める場合の再診並びに舟入市民病院及びリハビリテーション病院における再診を除く。）に対する加算料をいう。）

(ア) 医科 3,300円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、3,000円）

(イ) 歯科 2,090円（助産に係る資産の譲渡等に該当する場合にあっては、1,900円）

エ 日本国籍を有せず、かつ、外国に生活の本拠を有する者であつて、日本国内で有効な公的医療保険に加入していないものに係る診療等の料金は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科診療点数表」という。)及び別表第2歯科診療報酬点数表(以下「歯科診療点数表」という。)並びに入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)(以下「入院時食事療養費等の算定基準」という。)に定める額又は点数に3.0を乗じて得た額とする。(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の110を乗じて得た額とする。(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

オ 新生児室使用料 1日につき 2,400円

カ 分べん料 1件につき 別表第2に定める額

キ セカンドオピニオン料(他の病院若しくは診療所において診療を受けている者又はその家族等が、当該他の病院又は診療所における診断等について意見を聴くための相談に係る使用料をいう。)1件につき 相談時間が30分までは13,800円、30分を超える場合は13,800円に30分を超える部分につき30分までごとに6,900円を加算した額

ク 医師面談料

(ア) 最初の30分 6,300円

(イ) 以降30分毎 6,300円

ケ 自立訓練施設の使用料及び医療型短期入所サービス費 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスに要した費用の額

コ 駐車料金 1台につき 別表第3に定める額

(2) 手数料

ア 普通診断書料 1通につき 3,010円

イ 特別診断書料 別表第4に定める額

ウ 証明書料 1通につき 1,540円

(ア) 指定難病に係る臨床調査個人票の証明

(イ) その他の証明

2 前記1にかかわらず、健康保険法第76条第3項に規定する契約その他これに類する契約を締結し、又は法人、団体等から委託を受け、診療、検査その他の業務を行う場合の使用料及び手数料の額は、次のとおりとします。

(1) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の規定による療養の給付の対象となる診療(後記(3)の療養を除く。)については、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法(平成4年環境庁告示第40号)に基づいて算定した額

- (2) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。以下「自賠法」という。）の規定による損害賠償の対象となる診療（後記(3)の療養を除く。）については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に基づいて算定した額又は入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「算定基準」という。）に基づいて算定した額に1.5を乗じて得た額
- (3) 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に掲げる療養については、次に掲げる額を合計した額
- ア 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）に基づいて算定した額（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあつては、それぞれ算定した額に1.5を乗じて得た額）
- イ 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する点数に100分の15を乗じて得た点数（その点数に1点未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）に、1点につき10円（自賠法の規定による損害賠償の対象となる診療にあつては、15円）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
- (4) 人間ドック料
外来ドック（子宮がん検査なし） 1回につき 43,500円
- (5) 避妊リング挿入料 1回につき 27,800円
- (6) 避妊リング除去料 1回につき 11,100円
- (7) 人工授精料 1回につき 9,900円
- (8) 新生児介補料 1日につき 3,810円
- (9) 前記(1)から(8)まで以外のもの
算定方法若しくは算定基準に準じて算定した額又は実費を基準にして定めた額

3 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができます。

別表第1（特別病室差額使用料関係）

区 分		単 位	金 額		
			一般	妊産婦	
広島市民病院	東棟	特室1	1日につき	27,400円	24,909円
		特室2	1日につき	25,200円	22,909円
		特室3	1日につき	15,900円	14,454円
		特室4	1日につき	13,000円	11,818円
		特室5	1日につき	10,600円	9,636円
		特室6	1日につき	7,700円	7,000円

	西棟	特室 1	1日につき	26,200円	23,818円
		特室 2	1日につき	11,800円	10,727円
	中央棟	特室 1	1日につき	22,600円	20,545円
		特室 2	1日につき	17,600円	16,000円
		特室 3	1日につき	10,200円	9,272円
安佐市民病院	特室 1	1日につき	16,900円	15,363円	
	特室 2	1日につき	10,600円	9,636円	
	特室 3	1日につき	8,500円	7,727円	
舟入市民病院	特室 1	1日につき	8,900円	—	
	特室 2	1日につき	7,600円	—	
	特室 3	1日につき	6,600円	—	
	特室 4	1日につき	6,200円	—	
リハビリテーション病院	特室 1	1日につき	6,100円	—	
	特室 2	1日につき	15,600円	—	

別表第2（分べん料関係）

区 分		単 位	金 額
広島市民病院	時間内	1件につき	162,000円
	時間外(休日・深夜を除く)		195,000円
	休日・深夜		227,000円
安佐市民病院	時間内		115,000円
	時間外(休日・深夜を除く)		138,000円
	休日・深夜		161,000円

(注1) 分べん料は、出生した時間の属する時間区分の金額を適用する。

(注2) この表において、「休日」とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、1月3日、8月6日及び12月29日から12月31日までをいい、「深夜」とは午後10時から翌日の午前6時までの間をいい、「時間内」とは午前8時30分から午後5時までの間をいい、「時間外」とは時間内、休日及び深夜の時間帯以外の間をいう。

別表第3（駐車料金関係）

区 分	金 額	
病院の受診者(入院患者を除く。)若しくは自立訓練施設を通所して使用する者又はこれらの者の付添人	広島市民病院	入場後60分まで無料、60分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに300円、ただし、入構後90分以降、24時間まで上限600円
	安佐市民病院	無料
	舟入市民病院	無料
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	無料
見舞いに来た者等	広島市民病院	入構後30分まで無料、30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに300円

	安佐市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分を超える場合は、30分を超える部分につき、30分までごとに50円
その他の者	広島市民病院	30分までごとに300円
	安佐市民病院	30分までごとに100円
	舟入市民病院	30分までごとに150円
	リハビリテーション病院・自立訓練施設	30分までごとに50円

(注) この表において、「見舞いに来た者等」とは、病院の入院患者又は自立訓練施設の入所者を見舞いに来た者及び当該入院患者の入退院時又は当該入所者の入退所時の付添人をいう。

別表第4 (特別診断書料関係)

区 分	単 位	金 額
①身体検査書	1通につき	6,030円
②死亡診断書	1通につき(ただし、2通以上の場合は、1通を増すごとに4,200円を加算する。)	6,030円
③休業用診断書	1通につき	6,030円
④入学用診断書	1通につき	6,030円
①～④に準ずるもの	1通につき	6,030円
自賠法に係る診療明細書	1通につき	1,540円
身体障害者診断書	1通につき	6,030円
⑤自賠法に係る診断書	1通につき	6,030円
⑥簡易保険の病状調査票	1通につき	6,030円
⑦保険会社に提出する入院療養証明書	1通につき	6,030円
⑧厚生年金、国民年金用診断書等所定様式による診断書	1通につき	6,030円
⑤～⑧に準ずるもの	1通につき	6,030円

第12 地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画(令和8年度から令和11年度まで)

(単位:百万円)

区 分	予定額	財 源
施設、医療機器等整備	15,269	広島市長期借入金等

2 人事に関する計画

収支への影響も踏まえながら、医療を取り巻く状況の変化、医療の質の向上、医療安全の確保、患者サービス向上等に十分配慮した上で、適正かつ効率・効果的な職員配置を推進します。

3 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

区 分	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	4,992	6,782	11,774

(2) 長期借入金

(単位：百万円)

区 分	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
施設、医療機器等整備に係る 長期借入金償還債務	11,568	36,773	48,341

4 積立金の処分に関する計画

なし。